

八幡浜市スポーツ協会スポーツ活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八幡浜市スポーツ協会スポーツ活動助成事業の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる活動は、会長が八幡浜市のスポーツ振興に大きく寄与すると認めたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、政治、宗教、営利を目的とするものは助成の対象としない。

- (1) スポーツ大会の開催
- (2) スポーツ大会への出場
- (3) 公認スポーツ指導員等の資格取得
- (4) その他

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、会長が予算の範囲において決定する。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、八幡浜市スポーツ協会スポーツ活動助成金交付申請書(様式第1号)及び会長が必要と認める書類を添えて、会長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成することが適当と認めたときは、必要な条件を付して助成金の交付を決定し、申請者に対して、八幡浜市スポーツ協会スポーツ活動助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(変更承認)

第6条 前条の規定により、交付決定を受けた者は、助成金の交付決定を受けた活動について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合、あらかじめ八幡浜市スポーツ協会スポーツ活動助成金変更申請書(様式第3号)を会長へ提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成金の額の変更
- (2) 活動内容の重要な変更

2 会長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更することが適当と認めたときは、必要な条件を付して助成金の交付変更を決定し、申請者に対して、八幡浜市スポーツ協会スポーツ活動助成金交付変更決定通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付決定を受けた活動が完了後、速やかに八幡浜市スポーツ協会スポーツ活動助成金実績報告書(様式第5号)及び会長が必要と認める書類を添えて、会長へ提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 会長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金を交付するものとする。

2 会長は、助成金の交付決定を受けた者の要請に応じて、助成金を概算交付することができる。ただし、この場合、助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付決定を受けた活動が完了後、速やかに別に定める手続きを行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第9条 助成金の交付を受ける者は、助成金を目的外に使用してはならない。

(会計監査)

第10条 会長は、必要に応じて助成事業に係る会計検査を実施することができる。

(交付決定の取り消し等)

第11条 会長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金交付決定の取り消し又は変更をすることができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、会長は、その一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 本要綱により会長に提出した書類に虚偽の記載があったとき

(2) 助成金の交付決定を受けた活動の実施について、不正な行為があったとき

第12条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付を受けた活動に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成金の交付を受けた活動の終了年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、評議員会の議決のあった日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

2 この要綱は、評議員会の議決のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

スポーツ活動助成事業実施に関する内規

1 概算交付した場合の手続き …… 第8条第2項

- 概算交付を受けた場合、助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付決定を受けた活動が完了後、速やかに八幡浜市スポーツ協会スポーツ活動助成金実績報告書（様式第5号）及び会長が必要と認める書類を添えて、会長へ提出しなければならない。
- 会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、精算措置（助成金の増額、減額、「0」精算）を行う。

2 助成金の算定 …… 第3条

(1) スポーツ大会の開催

区 分	内 容
対象者	▽八幡浜市スポーツ協会の加盟団体
対象事業	▽八幡浜市のスポーツ振興に大きく寄与すると認められるもの ▽政治、宗教、営利が目的でないもの ▽県大会以上の開催を対象とする。 ▽特別の事情がある場合を除き、八幡浜市内での開催を対象とする。
対象経費	▽大会実施のために直接必要な経費のみとし、備品等、他に事業等に流用可能なものは対象外とする。
助成額	▽対象経費の4分の1以内とする。 ▽限度額は15万円とする。

(2) スポーツ大会等への出場

区 分	内 容
対象者	▽八幡浜市に住所を有する者または八幡浜市内に主たる事務所・事務局がある団体 ▽団体においては、八幡浜市に住所を有する者を助成額算定の対象とする。
対象大会	国内大会 ▽次の団体が主催、共催又は後援する全国大会又は西日本大会 ○公益財団法人日本スポーツ協会並びに公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体、関係スポーツ団体、準加盟団体 ○上記団体に関連するマスターズ競技団体 ○八幡浜市スポーツ協会に加盟する団体の上部団体 ○全国高等学校体育連盟（全国大会のみ） 国外大会等 ▽オリンピック・世界選手権大会 ▽国際大会 ▽遠征など国際大会でない場合

条件	国内大会 ▽県予選で好成績を収めて出場する場合 ▽種目協会の推薦等を受けて、県代表として出場する場合 国外大会等 ▽中央競技団体等の選考会で好成績を収めて出場する場合 ▽中央競技団体等の推薦等を受けて出場する場合 ▽八幡浜市スポーツ協会長が認める全国大会又は西日本大会
助成額	国内大会 ▽大会が開催される都道府県に応じて、別表1のとおり一人当たりの助成額を定める。ただし、複数の都道府県にまたがる場合は、遠方の都道府県で開催されるものとして助成額を決定する。 ▽国民スポーツ大会については、奨励金として一人につき10,000円を助成する。 国外大会等 ▽自己負担（国内旅費は除く）の1/2以内、10万円を限度として助成する。但し、遠征など国際大会でない場合は2万円とする。また、オリンピック・世界選手権大会出場については10万円を助成する。 その他 ▽同一大会の助成限度額は40万円とする。 ▽同一人に対して、同一年度において国内大会は2回、国外大会等は1回までとし、助成総額の限度額は10万円とする。

(3) 公認スポーツ指導員等の資格取得

区分	内容
対象者	▽八幡浜市に住所を有する者または八幡浜市内に主たる事務所・事務局がある団体 ▽団体においては、八幡浜市に住所を有する者を助成額算定の対象とする。
条件	▽公益財団法人日本スポーツ協会及びスポーツ協会に加盟する団体の上部団体の競技指導者、又は審判員資格を取得する場合。
助成額	▽資格取得に要した受験料、又は受講料の額と50,000円のいずれか低い額を助成する。

(4) その他

その他、八幡浜市スポーツ協会スポーツ活動助成事業実施要綱の趣旨に合致するものに対する助成金の算定については、(1)(2)(3)の算定方法を参考とし、別途検討の上、決定する。

3 対象事業年度の例外

原則として、当該年度のものを助成の対象とするが、会長が止むを得ない事情があると認めた場合に限り、過年度のものについても対象とする。（1年を限度とする。）

附 則

平成18年5月16日	内規一部改正
平成19年1月18日	内規一部改正
平成19年4月25日	内規一部改正
平成21年4月9日	内規一部改正
平成22年4月1日	内規一部改正
平成25年5月27日	内規一部改正
平成26年5月27日	内規一部改正
平成30年5月24日	内規一部改正
令和7年5月29日	内規一部改正

別 表 1

都道府県別助成金一覧表

地 域	都道府県	1人当たり助成金額	備 考
北海道	北海道	35,000円	
東北	青森県・岩手県 宮城県・秋田県 山形県・福島県	30,000円	
関東	茨城県・栃木県 群馬県・埼玉県 千葉県・東京都 神奈川県	23,000円	
北陸	新潟県・富山県 石川県・福井県	23,000円	
中部	山梨県・長野県 岐阜県・静岡県 愛知県・三重県	18,000円	
近畿	滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県 奈良県・和歌山県	13,000円	
中国	鳥取県・島根県	12,000円	
	岡山県・広島県 山口県	10,000円	
四国	徳島県	10,000円	
	香川県・高知県	7,000円	
	愛媛県	5,000円	
九州	福岡県・佐賀県 長崎県・熊本県 宮崎県・鹿児島県	10,000円	
	大分県	7,000円	
	沖縄県	25,000円	